



山形県公報

平成16年9月10日(金)
第1575号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... (最上総合支庁福祉課) ...1029  
 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更..... (保健業務課) ... 同  
 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示..... ( 同 ) ...1030  
 土地改良事業施行の同意..... (庄内総合支庁農村計画課) ...1032  
 道路の区域の変更..... (最上総合支庁建設総務課) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 一般国道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同  
 県道の供用の開始..... ( 同 ) ...1033  
 道路の位置の指定..... (置賜総合支庁建築課) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ... 同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... (出納局) ...1034

### 公 告

一般競争入札の公告..... (情報企画課) ... 同  
 同 ..... (出納局) ...1035

## 告 示

### 山形県告示第909号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                                  | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------|----------------------------------------------|-----------|------------|
| 山形県高齢者福祉生活協同組合<br>鶴岡市長者町8番25号 | 新庄地域福祉事業所<br>ヘルパーステーションさんのほり<br>新庄市小田島町3番15号 | 児童居宅介護    | 平成16. 8.31 |

### 山形県告示第910号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 医師氏名  | 予防接種を行う主たる場所                |                                  | 変更年月日    |
|-------|-----------------------------|----------------------------------|----------|
|       | 変更前                         | 変更後                              |          |
| 武田 義雄 | 武田内科胃腸科医院<br>山形市五十鈴一丁目2番18号 | 武田内科胃腸科医院<br>山形市鈴川町三丁目15番61号     | 平成16.7.1 |
| 橋本 基也 | 山形済生病院<br>山形市沖町79番地の1       | 橋本こどもクリニック<br>山形市瀬波一丁目1番36号      | 同        |
| 板垣 晋一 | 篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号        | 板垣脳神経クリニック<br>山形市成沢西四丁目4番5号      | 同        |
| 有坂 泰  | 至誠堂総合病院<br>山形市桜町7番44号       | 東北中央病院<br>山形市和合町三丁目2番5号          | 同        |
| 林 淑子  | 東北中央病院<br>山形市和合町三丁目2番5号     | 林よしこレディースクリニック<br>山形市成沢西二丁目1番21号 | 同        |
| 毛利 勝也 | 至誠堂総合病院<br>山形市桜町7番44号       | 桜町わかばクリニック<br>山形市桜町4番10号         | 同        |

## 山形県告示第911号

次の医師は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成16年9月10日

山形県知事 高橋和雄

| 医師氏名   | 予防接種を行う主たる場所 |                |
|--------|--------------|----------------|
|        | 医療機関名        | 所在地            |
| 木村 格   | 国立病院機構山形病院   | 山形市行才126番地の2   |
| 小野田 正志 | 山形県立中央病院     | 山形市青柳1800番地    |
| 斉藤 明子  | 同            | 同              |
| 古沢 晃宏  | 同            | 同              |
| 横山 紘一  | 同            | 同              |
| 岡田 嘉之  | 同            | 同              |
| 板坂 勝良  | 山形市立病院済生館    | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 矢崎 棗   | 同            | 同              |

|       |           |                 |
|-------|-----------|-----------------|
| 熊谷研一  | 同         | 同               |
| 須藤なおみ | 同         | 同               |
| 五十嵐幸夫 | 同         | 同               |
| 伊藤修   | 同         | 同               |
| 大西啓祐  | 同         | 同               |
| 佐藤和人  | 同         | 同               |
| 志賀伸之  | 同         | 同               |
| 知念功雄  | 同         | 同               |
| 中嶋郁子  | 同         | 同               |
| 中田茂和  | 同         | 同               |
| 長倉敬智  | 同         | 同               |
| 夏井睦   | 同         | 同               |
| 畠山義徳  | 同         | 同               |
| 樋口卓也  | 同         | 同               |
| 石井宏忠  | 篠田総合病院    | 山形市桜町2番68号      |
| 小幡和也  | 同         | 同               |
| 長岡明   | 同         | 同               |
| 吉村悦郎  | 千歳篠田病院    | 山形市長町二丁目10番56号  |
| 高橋知美  | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 町屋純一  | 同         | 同               |
| 山西秀樹  | 至誠堂総合病院   | 山形市桜町7番44号      |
| 大槻克子  | 山形つくしが丘病院 | 山形市大字菅沢鬼越255番地  |
| 金谷皓   | 金谷医院      | 山形市東原町四丁目16番25号 |
| 西村亨   | 西村内科小児科医院 | 山形市十日町三丁目1番41号  |

山形県告示第912号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。  
平成16年 9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
松 山 町
- 2 同意年月日  
平成16年 8月26日

山形県告示第913号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 9月10日から同年 9月23日まで縦覧に供する。  
平成16年 9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字櫻峠3331番から<br>同 字下条66番 1 まで | 旧    | 83.0 メートル<br>と<br>8.8 | メートル<br>320 |
| 同 上                                   | 新    | 25.7 メートル<br>と<br>8.3 | 同 上         |

山形県告示第914号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 9月10日から同年 9月23日まで縦覧に供する。  
平成16年 9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長        |
|---------------------------------------|------|------------------------|------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字塩64番 5 から<br>同 字下条65番 1 まで | 旧    | 24.2 メートル<br>と<br>11.6 | メートル<br>77 |
| 同 上                                   | 新    | 30.0 メートル<br>と<br>11.6 | 同 上        |

山形県告示第915号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 9月10日から同年 9月23日まで縦覧に供する。  
平成16年 9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 458号

- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字櫻峠3331番から  
同 字下条66番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年9月10日

## 山形県告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年9月10日から同年9月23日まで縦覧に供する。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字塩64番5から  
同 字下条65番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年9月10日

## 山形県告示第917号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私道置総建第256号
- 2 指定の場所 南陽市栲塚字押出114 - 2、114 - 2地先
- 3 道路の状況 幅員 6.02メートル  
延長 67.85メートル
- 4 指定年月日 平成16年9月2日

## 山形県告示第918号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私道置総建第257号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字福沢字福沢式632番の内
- 3 道路の状況 幅員 6.0メートル  
延長 70.57メートル
- 4 指定年月日 平成16年8月31日

## 山形県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年9月10日から同年9月23日まで縦覧に供する。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                            | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|------------------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 飽海郡平田町大字砂越字大野中川原613番から<br>酒田市大字茨野新田字川端59番 1 まで | 旧    | 29.2 メートル<br>15.3 | メートル<br>140 |
| 同 上                                            | 新    | 22.8 メートル<br>15.3 | 同 上         |

山形県告示第920号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|              |                 |                       |
|--------------|-----------------|-----------------------|
| 鶴岡信用金庫<br>本店 | 鶴岡市馬場町1番14<br>号 | 株式会社<br>荘内銀行<br>本店営業部 |
| ”<br>中央支店    | ” 山王町10番41<br>号 | ” ”                   |

を

|              |                 |                       |
|--------------|-----------------|-----------------------|
| 鶴岡信用金庫<br>本店 | 鶴岡市馬場町1番14<br>号 | 株式会社<br>荘内銀行<br>本店営業部 |
|--------------|-----------------|-----------------------|

に改める。

附 則

この規程は、平成16年9月13日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機組織の貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年9月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 入札の場所及び場所

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成16年10月20日（水） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
電子計算機組織の貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年3月1日から平成20年7月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する貸借額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成16年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成16年1月

23日付け県公報第1510号)により公示された資格を有すること。

- (2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成16年10月13日(水)までに提出すること。この場合において、当該証明書を提出した者は、入札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。  
(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
(4) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease of main-frame, 1 set  
(2) Time-limit for tender: 11:00 AM November 20, 2004  
(3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Comprehensive Policy Office, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8750, Japan TEL023-630-2098

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪ドーザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年9月10日

山形県知事 高橋和雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)  
(2) 日時 平成16年9月22日(水) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
除雪ドーザ(13トン 車輪式) 3台  
除雪ドーザ(13トン 車輪式 反転) 2台  
除雪ドーザ(11トン 車輪式) 2台  
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入期限 平成16年12月20日。  
(4) 納入場所 入札説明書による。  
(5) 入札方法 (1)の から までごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成16年1月23日付け山形県公報第1510号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 10の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

### 10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成16年9月15日(水)までに提出すること。この場合において、当該製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 13 ton class) Quantity: 3  
Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 13 ton class, equipped with shock absorber)  
Quantity: 2  
Snow Removing Wheel Type Loader (Operating weight: 11 ton class) Quantity: 2
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 22, 2004
- (3) Contact point for the notice: Commodity supplies section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723